

議案第 18 号
議決第 号

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例の件

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例

始良市ふるさと移住定住促進条例(平成29年始良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「講じることにより、本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るとともに、空き家の有効活用」を「講じ、次条第1号に規定する補助対象地区内の居住を誘導することにより地域の活性化及び均衡ある発展」に改める。

第2条中第2号を削り、同条第3号中「令和5年4月1日(以下「基準日」という。)から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日(以下「基準日」という。)から令和11年3月31日」に改め、同号を第2号とし、同条第4号中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「市街地」を「補助対象地区以外の地域」に改め、同号を第3号とし、同条第5号中「若しくは給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。以下同じ。)又は公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。))」を「又は第6号ただし書に規定する住宅」に改め、同号を第4号とし、同条第6号を第5号とし、同条第7号ただし書を次のように改める。

ただし、給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。)、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)、市営単独住宅(始良市営単独住宅条例(平成22年始良市条例第177号)第2条第1号に規定する単独住宅をいう。)、特定公共賃貸住宅(始良市特定公共賃貸住宅条例(平成22年始良市条例第178号)第2条第1項に規定する特定公共賃貸住宅をいう。)、定住促進住宅(始良市定住促進住宅条例(平成26年始良市条例第3号)第2条第1号に規定する定住促進住宅をいう。)及び活性化住宅(始良市地域活性化住宅条例

(平成26年始良市条例第4号)第2条第1号に規定する活性化住宅をいう。)を除く。

第2条第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。
別表第1中「

4	北山小学校区
5	漆小学校区
6	西浦小学校区
7	(旧)新留小学校区
8	(旧)中野小学校区
9	(旧)高牧小学校区
10	(旧)小川内小学校区
11	(旧)大山小学校区

」を

「

4	北山小学校区
5	西始良小学校区
6	漆小学校区
7	西浦小学校区
8	(旧)新留小学校区
9	(旧)中野小学校区
10	(旧)高牧小学校区
11	(旧)小川内小学校区
12	(旧)大山小学校区

」に改める。

別表第2中「

住宅 等取 得補 助金	基準日 以後に 補助対 象地区 に住宅 を新築 し、又は 建売住 宅を購 入した 場合	土地の購入 に係る取得 経費及び住 宅の新築又 は購入に係 る取得経費 の総額の2 分の1	(1) 補助対象者が転 入日又は転居日にお いて満50歳以下の場 合 200万円
			(2) 補助対象者が転 入日又は転居日にお いて満50歳を超 え満65歳未満の場 合 100万円

「

」を

住宅等 取得補 助金	基準日 以後に 補助対 象地区 に住宅 を新築 し、又は 建売住 宅を購 入した 場合	土地の購入 に係る取得 経費及び住 宅の新築又 は購入に係 る取得経費 の総額の2 分の1	(1) 補助対象者が転 入日又は転居日にお いて満50歳以下の場 合 100万円 (2) 補助対象者が転 入日又は転居日にお いて満50歳を超え満 65歳未満の場合 50 万円
------------------	---	--	--

」に、

「

住宅増改築等 補助金	基準日以後に 当該補助金に 係る補助対象 地区内の中古 住宅を購入し、 その住宅を1 年以内に市内 建設業者に発 注し、当該市内 建設業者が増 改築工事をし た場合（家財道 具等の撤去費 を含む。）	増改築等に要 した経費（50万 円以上に限 る。）の2分の 1	(1) 補助対象者 が転入日又は 転居日におい て満50歳以下 の場合 100 万円 (2) 補助対象者 が転入日又は 転居日におい て満50歳を超 え満65歳未満 の場合 50万 円
---------------	--	---	--

」を

「

住宅増改築等 補助金	基準日以後に 当該補助金に 係る補助対象 地区内の中古 住宅を購入し、 その住宅を1 年以内に市内	増改築等に要 した経費（50万 円以上に限 る。）の2分の 1	(1) 補助対象者 が転入日又は 転居日におい て満50歳以下 の場合 150 万円
---------------	---	---	---

	建設業者に発注し、当該市内建設業者が増改築工事をした場合（家財道具等の撤去費を含む。）		(2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
--	---	--	---

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、施行日の前日までに住宅等取得補助金、子ども補助金、住宅増改築等補助金、家賃補助金又は引越費用補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の始良市ふるさと移住定住促進条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号及び第3号に規定する基準日にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、改正前の条例別表第1に規定する補助対象地区に本市以外の市区町村から転入又は本市内から転居し、現に住民基本台帳に記録され、生活の拠点がある者であって、改正後の条例第3条第1号アからエまでのいずれの要件にも該当する者は、同条に規定する補助対象者とみなす。
- 4 前項の規定により補助対象者とみなされた者の住宅等取得補助金及び住宅増改築等補助金の限度額については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。